

議事日程(第4号)

令和7年3月21日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第1号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更
- 日程第2 議案第2号 桂川町こども審議会設置条例の制定
- 日程第3 議案第4号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定
- 日程第4 議案第5号 桂川町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第5 議案第6号 桂川町職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第6 議案第7号 桂川町職員の育児休業等に関する条例及び桂川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第7 議案第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定
- 日程第8 議案第9号 桂川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第9 議案第10号 桂川町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第10 議案第11号 桂川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第11 議案第12号 桂川町水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第12 議案第14号 令和7年度桂川町一般会計予算
- 日程第13 議案第15号 令和7年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第14 議案第16号 令和7年度桂川町土地取得特別会計予算
- 日程第15 議案第17号 令和7年度桂川町国民健康保険特別会計予算

- 日程第16 議案第18号 令和7年度桂川町後期高齢者医療特別会計予算
日程第17 議案第19号 令和7年度桂川町水道事業会計予算
日程第18 議案第20号 桂川町奨学金給付条例の制定
日程第19 発議第1号 町長の専決処分の委任指定の一部を改正する指定の制定
日程第20 発委第1号 桂川町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第1号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更
日程第2 議案第2号 桂川町こども審議会設置条例の制定
日程第3 議案第4号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定
日程第4 議案第5号 桂川町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定
日程第5 議案第6号 桂川町職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定
日程第6 議案第7号 桂川町職員の育児休業等に関する条例及び桂川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定
日程第7 議案第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定
日程第8 議案第9号 桂川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定
日程第9 議案第10号 桂川町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定
日程第10 議案第11号 桂川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定
日程第11 議案第12号 桂川町水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の制定
日程第12 議案第14号 令和7年度桂川町一般会計予算
日程第13 議案第15号 令和7年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

- 日程第14 議案第16号 令和7年度桂川町土地取得特別会計予算
 日程第15 議案第17号 令和7年度桂川町国民健康保険特別会計予算
 日程第16 議案第18号 令和7年度桂川町後期高齢者医療特別会計予算
 日程第17 議案第19号 令和7年度桂川町水道事業会計予算
 日程第18 議案第20号 桂川町奨学金給付条例の制定
 日程第19 発議第1号 町長の専決処分の委任指定の一部を改正する指定の制定
 日程第20 発委第1号 桂川町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定

出席議員（9名）

- | | |
|------------|-----------|
| 1番 林 英明君 | 2番 下川 康弘君 |
| 3番 柴田 正彦君 | 4番 杉村 明彦君 |
| 5番 大塚 和佳君 | 6番 吉川紀代子君 |
| 7番 北原 裕丈君 | 8番 竹本 慶吉君 |
| 10番 青柳 久善君 | |

欠席議員（1名）

- 9番 原中 政廣君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

- 事務局長 神崎 博和君

説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|---------|--------|--------|--------|
| 町長 | 井上 利一君 | 副町長 | 山邊 久長君 |
| 教育長 | 大庭 公正君 | 総務課長 | 横山 由枝君 |
| 企画財政課長 | 小平 知仁君 | 建設事業課長 | 原中 康君 |
| 住民課長 | 山本 博君 | 会計管理者 | 北原 義識君 |
| 税務課長 | 古野 博文君 | 保険環境課長 | 川野 寛明君 |
| 健康福祉課長 | 原田 紀昭君 | 産業振興課長 | 横山 龍一君 |
| 子育て支援課長 | 江藤 栄次君 | 水道課長 | 秦 俊一君 |

学校教育課長 …………… 平井登志子君 王塚装飾古墳館長 ……… 尾園 晃君
社会教育課長補佐 ……… 吉貝 英貴君

午前10時00分開議

○議長（林 英明君） おはようございます。

ただいまの出席議員は9人です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。
追加議案を、お手元に配付していますように、発議第1号、発委第1号が提案されました。
お諮りします。発議第1号、発委第1号は、会議規則第22条の規定により、日程に追加したいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号、発委第1号は、日程に追加し、議題とすることに決定しました。

お諮りします。追加上程の発議第1号、発委第1号は、会議規則第39条第1項及び第91条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号、発委第1号は、委員会への付託を省略することに決定しました。

なお、発議第1号、発委第1号は、日程第18の次に順次上程いたします。

会期中の審査事件として、各常任委員会に付託しておりました事件の審査結果の報告を求めます。

日程第1. 議案第1号

○議長（林 英明君） 議案第1号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 議案第1号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

本議案は、令和7年3月31日を限りに、下田川清掃施設組合が解散されることに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合から脱退するため、規約を変更する必要性が生じたので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求められたものです。

審査の結果、当委員会は、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第2. 議案第2号

○議長（林 英明君） 議案第2号桂川町子ども審議会設置条例の制定についてを議題といたします。

本案については、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 本議案は、こども施策に関する重要事項等の協議機関である桂川町子ども・子育て会議の掌握事務の拡大に伴い、より専門的協議が行える協議体として、桂川町子ども審議会を設置する必要が生じたために制定するものです。これによって、審議会の委員数の増加及び専門部会の設置が可能となり、こどもの貧困問題、不登校問題等、桂川町の子育て施策に係る問題点や課題に対し、今まで以上に協議が深められることが期待されます。

また、桂川町子ども審議会を設置することによって、桂川町子ども・子育て会議、その設置根拠となる桂川町子ども・子育て会議条例は廃止することとなります。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成です。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号桂川町こども審議会設置条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第4号

○議長（林 英明君） 議案第4号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 議案第4号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

本議案は、刑法等の一部を改正する法律に基づき、関係する8つの条例の「懲役」及び「禁錮」の文言を「拘禁刑」に改める必要が生じたため、議会の議決を求められたものです。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第5号

○議長（林 英明君） 議案第5号桂川町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 議案第5号桂川町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

本議案は、消防団員の処遇改善のため、退職報償金の勤務年数区分に、新たに「35年以上」の区分の導入を行うため、議会の議決を求められたものです。

地域防災力を維持するためには、シニア層の団員の活躍促進は重要です。長年勤務された消防団員の労苦に報いるために、今回の勤続年数区分の見直しは必要であります。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

なお、条例改正後は、消防団員に速やかに改正内容を伝達することを要望します。

以上、報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号桂川町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第6号

○議長（林 英明君） 議案第6号桂川町職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 議案第6号桂川町職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

本議案は、令和6年8月の人事院勧告に基づき、桂川町職員の給与に関する条例等の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求められたものです。

本条例の審査の過程で、職員人件費を、令和7年度と令和6年度の当初予算で比較すると約1億円の増額となっているが、優秀な人材確保や職務や職責を重視した給与制度とするためには致し方なし。財政面への影響を考えると、積極的に民間活力の導入を図っていく必要があるのではないかと。職員は率先して業務改善に取り組み、効率のよい業務を行うべきだ、などの意見が出されました。

人件費の大幅増や、様々な処遇の取扱いについては、人材確保に影響が出ないように注意を払いながら、適切に対応することが望ましいと付言いたします。

本町は、これまで、人事院勧告を尊重した給与改正等を実施しており、今回も人事院勧告に沿って給与等を見直すことは適切な判断であるという意見で一致し、当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号桂川町職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第7号

○議長（林 英明君） 議案第7号桂川町職員の育児休業等に関する条例及び桂川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 議案第7号桂川町職員の育児休業等に関する条例及び桂川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

本議案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部改正に基づき、桂川町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求められたものです。

本条例の改正により、育児を行う職員の時間外勤務の免除の対象拡大や、介護による離職を防止し、仕事と介護の両立を支援するための制度の強化等が図られ、男女共に仕事と育児、介護が両立できるよう、柔軟な働き方が可能になります。

また、審議の過程で、本町の会計年度任用職員については、職員の条例改正を踏まえ、規則を改正し、対応すると報告を受けています。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号桂川町職員の育児休業等に関する条例及び桂川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第8号

○議長（林 英明君） 議案第8号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 議案第8号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、関係する2つの条例の項ずれを修正する必要性が生じたため、議会の議決を求められたものです。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。議案等8号に反対の立場から討論に参加します。

マイナンバーに関連する、この第8号議案に、私は反対いたします。

○議長（林 英明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで討論を終わります。

反対討論がありますので、これより議案第8号を採決します。起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 英明君） 起立多数であります。したがって、議案第8号行政手続における特定の

個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、可決することに決定しました。

日程第8. 議案第9号

○議長（林 英明君） 議案第9号桂川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 本議案は、桂川町国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員に、被用者保険等保険者を代表するものを追加しようとするものです。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成です。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号桂川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第10号

○議長（林 英明君） 議案第10号桂川町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 本条例は、桂川町こども審議会設置条例及び桂川町奨学金給付条例の制定に伴い、「子ども・子育て会議委員」を「こども審議会委員」に改めること、また、桂川町奨学生選考委員会委員を新たに追加し、日額報酬4,000円とするものです。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成です。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号桂川町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第11号

○議長（林 英明君） 議案第11号桂川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 本議案は、内閣府令の公布に伴う改正です。

栄養士法の改正に伴い、管理栄養士国家試験受験資格において、栄養士免許の所持要件が不要となり、保育事業所等において、栄養士免許を有さない管理栄養士を配置した場合においても、保育事業所等における設備及び運営に関する基準を満たすこととするものです。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成です。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号桂川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第12号

○議長（林 英明君） 議案第12号桂川町水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 議案第12号桂川町水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

本議案の改正理由は、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について、水道整備・管理行政に関わる職員数の減少に伴い、布設工事監督者や水道技術管理者の確保することを目的に、学歴及び学科要件における土木工学科以外の課程の追加や、技術上の実務経験年数の見直しを行うものです。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号桂川町水道の布設工事

監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第14号

○議長（林 英明君） 議案第14号令和7年度桂川町一般会計予算についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 議案第14号令和7年度桂川町一般会計予算について、総務経済建設委員会の審査結果を報告します。

当委員会に関する主なものは、歳入予算では、1款町税において、前年度実績等を考慮し、3.4%の増額計上となっております。これは、給与特別徴収義務者の増や、宅地、新築家屋の増加が主な要因であります。

次に、2款地方譲与税から11款地方交付税につきましては、国から示された地方財政計画等を精査・分析した計上がなされています。

次に、18款寄附金では、ふるさと応援寄附金が、前年度の1億円から3億円に増額計上されています。これは、前年度実績に基づき、受入目標額をより高く見据えられたものです。ふるさと応援寄附金は、各自治体にとって魅力ある財源であり、本町においても同様です。承認第1号令和6年度一般会計補正予算（専決第5号）の委員長報告で申しましたとおり、さらなる事業推進に期待するところであります。

次に、19款繰入金では、それぞれの基金条例の設置目的に沿った計上がなされています。

ただ、財政調整基金繰入金については、このところ増額傾向にあり、本年度も、前年度より1億3,000万円増の4億円が計上されています。財源不足の圧縮に歳入歳出の両面から取り組み、財政基盤の改善を図る必要性が、これまで以上に高まっていると考えられます。

22款町債は、それぞれ、事業債や起債充当率等を適切に積算した予算計上がなされています。その他の歳入につきましても同様であります。

一方、歳出予算では、2款総務費において、コンビニ・スマホ収納、マイナンバーカード、公共放送dボタン広報等の関連経費のほか、新規では、第3期計画となる、まち・ひと・しごと創生総合戦略等策定支援業務委託料や、統合型GIS構築業務委託料、大学等通学定期券購入補助金、防災行政無線更新工事、また、5年ごとに実施される国勢調査費などの計上がなされています。

次に、3款民生費では、児童手当や国民年金に係る経費の計上。なお、児童手当については、

昨年10月からの制度改正に伴う給付対象拡大の影響により、増額計上がなされています。

次に、5款労働費では、嘉麻・桂川広域シルバー人材センター関連経費の計上。

6款農林水産業費では、農林業振興費や水利施設改良費等の計上。前年度に引き続き、県施工の七浦ため池改修工事に係る防災重点農業用施設整備事業負担金や、水田農業DX推進に係る農業振興対策事業補助金が計上されるほか、新規に、ため池地震耐性評価委託料の計上がなされています。

次に、7款商工費では、商工業振興費や消費者行政経費のほか、k e i s e nまちプラザ運営費の計上、本年度はプレミアム付き商品券発行事業補助金について、当初予算での計上がなされています。

8款土木費では、道路の維持管理費や、町道土居瀬戸線及び豆田瀬戸線の拡幅改良事業費のほか、新規では、特定空家等解体撤去費補助金や、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金、また、町営住宅椿団地の空家解体事業費が計上されています。

9款消防費では、飯塚地区消防組合負担金や、町消防団活動費等の計上がなされています。

当委員会は、審査の結果、当委員会に付託された案件については、原案のとおり全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（林 英明君） 続きまして、柴田委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 当委員会に関するものは、歳入では、13款分担金、負担金において、本年度から各保育所保育料の第2子以降無償化が開始されるため、大幅な減額計上となっています。なお、この取組は、国・県によるものではなく、本町が独自に、本町の負担において実施されるものです。

3款民生費において、障がい者や高齢者、子どもなど、各分野の福祉向上に係る予算が計上されており、その総額は全体予算の43.5%を占めています。中でも障害者自立支援や、障害児通所支援に係る給付費の伸長は著しいものがあり、その動向には注視すべきものがあります。

新規予算では、生活支援体制整備事業業務委託料、これは、高齢者等の日常の困り事や課題に、共に取り組む地域づくりを目指す取組です。

また、第3期男女共同参画基本計画策定支援業務委託料や、子育てガイドブック作成業務委託料が計上されています。

さらに、歳入側で触れました本町独自の保育料、第2子以降無償化に係る子どものための教育・保育給付費負担金及び多子世帯利用給付費などが計上されています。

なお、これは、飯塚市では昨年から施行されているところです。

次に、4款衛生費において、健康増進、各種検診、予防接種や母子保健、ごみ処理等の生活環

境保持のための予算が計上されています。

新規予算では、帯状疱疹ワクチン予防接種委託料や、新生児聴覚検査委託料のほか、妊婦健診時交通費支援事業補助金が計上されています。

10款教育費では、新規予算として、県町村会の助成を受けて実施される中学生海外派遣事業委託料や、大学等への進学に対する給付型の奨学金が計上されています。

学校給食費については、給食費補助金の補助単価を1人当たり1,000円から1,500円に増額することによって、保護者負担の軽減が図られています。

最後に、この場で何度も訴えてきたことですが、町の施設設備の修繕・改修の予算が、本年度も多く計上されています。存廃や統合を視野に入れた、抜本的で計画的かつ効率的な施設管理の再構築が喫緊の課題と思われれます。

当委員会は、審査の結果、当委員会に付託された案件については、原案に賛成少数です。なお、反対意見は、この後の討論や修正案で述べます。

○議長（林 英明君） 本案に対して、5番、大塚和佳議員、3番、柴田正彦議員から修正の動議が提出されています。

○事務局長（神崎 博和君） 修正動議の修正案が、タブレットのSide Booksの議案のところの一番下のほうに予算修正案の大塚議員、それと横に予算修正案資料として、大塚議員の資料があります。その横に、予算修正案の柴田議員の分がありますので、御確認よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（林 英明君） この動議を本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 当初予算修正案の説明をいたします。

表題を「中学生給食費補助金修正案説明書」というふうに上げておりましたが、タブレットをアップしておりましたので、議員の皆さんは目を通していただいていると思っておりますが、まず、8款2項3目の道路橋梁新設改良費の豆田瀬戸線道路改良工事、つまり、桂川駅から王塚古墳までの約500mの工事に関する金額2,400万円を減額し、10款6項1目の共同調理場費の18節給食費補助金に107万1,000円を追加し、増額しようとするものです。

今後、何億円ものお金を費やしてまで実施しようとしている桂川駅から王塚古墳までの工事が、本当に桂川町の住民にとって必要な工事なのかを、議員の皆さんや町民の皆さんに考えていただくために、3つの考え方を提案いたします。

まず、第1の提案は、この工事を廃止し、今後も計画をしないで、来年度の中学生の給食費の一部に充てるという考え方です。

次に、第2の提案は、私が独自に考えたものですが、この工事を廃止すれば、今後20年間は

給食費が半分、もしかしたら全額無料になるかもしれないという考え方です。

最後に、第3の提案は、この工事を廃止し、駅周辺の利便性を向上させられる、将来必要とされる別の道路整備をするという考えです。

この3つのいずれかの考えで、今回、修正案を提案しています。

では、まず1つずつ説明をしていきます。

まず、第1の提案について説明します。町は、来年度から給食費を1人1,000円から500円増額し、1,500円にしようとしています。この工事費の107万1,000円を使って、中学生に対し、さらに500円プラスした2,000円とすれば、7か月間継続して給食費の一部を軽減できるという考えです。

次に、第2の提案について説明します。町は桂川駅から王塚古墳までの工事延長、約500mを今後整備する計画ですが、とりわけ来年度は原田工務店前から桂川駅方面に向かって63mを実施し、工事費など関係経費を2,400万計上されています。起債としての借金は920万円で、20年間では、1年間の返済額は46万円になります。

また、道路の沿線には住宅やアパートが建ち込んでおり、その移転補償等は10件以上及ぶと想定されます。

基本となる金額がなければ、今後の話ができないので、仮定の金額として5億円としますと、その5億円の根拠は、桂川駅から原田工務店までが1億円、原田工務店から王塚古墳までが4億円とし、5億円のうち60%が補助金として、残りの40%の2億円を起債とした借金を、今後20年間支払う金額として決めました。この割合は、工事費からの割合で決定しましたが、この2億円を20年間償還した場合は、1年間1,000万円となります。私が仮定とした工事が2倍の10億円になった場合、起債としての借金の支払いも2倍となり、1年間の借金の支払額は2,000万円となります。また、工事が2.5倍、3倍となれば、それだけ借金が増えることとなります。

今回、提案する考えは、生徒数から考えて、中学生に限定しての提案しかできませんでしたが、例えば、今の工事が10億円になれば、今後20年間、小中学生の給食費は半額から全額無償になるかもしれないほどのお金を使うことが想定される工事です。

最後に、第3の提案を説明します。今回計画されている工事を廃止して、駅から豆田橋方面への道路を2車線にする拡張工事をすれば、道路の利用がしやすくなります。

また、ふしぬき酒店の裏の踏切が、車が離合できるようになれば、駅南側からの交通が便利になるため、駅舎及び駅周辺開発の趣旨に目的に沿うと思います。

町長が考えてある桂川駅と王塚古墳を結ぶ町のシンボルロードとして、「王塚古墳のあるまち桂川町」という考えが本当に町の活性化につながるのか、また、地元住民の方が本当に望んであ

るのか、私にはそうは思えませんし、理解できません。また、この道路を整備したからといって王塚古墳の来場者が増えるのかが疑問です。

議員の皆さん、今回の皆さんの判断によって、桂川駅から王塚古墳までの道路を建設することになれば、今後20年間、1,000万円、2,000万円、もしかしたら、それ以上になるかもしれない高額な町費を費やすこと、すなわち、毎年、町民の血税を費やすことに大きな疑問を持ちましたので、今回、私は予算の修正案を提案いたしました。

つきましては、議員の皆さんには執行部の提案ではなく、今回の修正案に賛成していただきますようお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの提出者の説明に対し、質疑ありませんか。下川議員。

○議員（2番 下川 康弘君） ちょっと質問をさせていただきます。

今の大塚議員の説明の中で、一般財源の107万2,000円、これを今回は中学生の分に充てるということで、この工事を1回ストップすれば、今後の予算が余ってくるので小中学生の給食費も安くできると、補助ができるというふうな考えだと承ったんですけども。

今回の107万2,000円では、7か月分ぐらいしかできないと思うんです。あとの部分はどうされるのかなど。来年度、7年度ですね。7年度のあとの残りの、7か月分なんで、あと夏休み、冬休みがあったとしても、3か月分ぐらい足りないんじゃないかなと思うんですが、その件、ちょっと教えてもらっていいですか。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 逆から言いますと、一般財源、補助金と起債というのは、今現在、まだ表に出てきませんが、一般財源107万2,000円というのが、新年度予算で一番計画的に、今現在、動くかどうかということになりますので。その1,000円のマイナスの107万1,000円を逆から計算いたしましたら、500円掛け306人のなな月分ということで、そういうふうに。本来もうちょっと金額が、工事が大きければ、逆的にも1年間できるんですけども、逆から107万1,000円を計算するために、そういうふうに逆から計算いただきましたので御理解いただきたいと思ますし。

先ほど言いますように、私は提案として、今回は107万1,000円ですけども、その工事をしたとき、先ほど言いました5億円になったときには、起債が毎年、20年間1,000万、10億円になったときは毎年2,000万、それを20年間支払っていくことが、今後、皆さん方、今回の提案はちょっと少ないんですけど。やはり工事をすれば、行政的に分かれたら分かると思ますけど、1回工事進めば、どんどん進んでいくわけですよ、5年、10年。ですから、お金的にも進んでいきますので、そのかかるお金を別なとこにさせていただいたらと。提案的には、

一番分かりやすかったのは、本来は小中学生の子どもたちの、先ほど言いますように無償化なり、半額なり無償化なりをしていただけたらということの提案のために、このななか月間、7月分しかできませんでしたが、そういう考え方で御理解いただければと思っています。

以上です。

○議長（林 英明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川でございます。私は、大塚議員が提出された修正案に賛成の立場から討論に参加いたします。

執行部の原案説明に、私は納得はいきませんでした。それで、今回、大塚議員が出された修正案に賛成いたします。

○議長（林 英明君） ほかに討論ありませんか。杉村議員。

○議員（4番 杉村 明彦君） 反対討論を行います。

給食の補助に対しては、やぶさかではありません。国も、いずれは無償化になるような方向に、今進んでみえます。

しかし、その予算を、道路建設を中止して捻出するには、ちょっと理解できません。桂川駅北口から王塚古墳に向かう道路は、20mほど進むと、もう離合も困難な道幅4mです。拡張工事も、皆さん御存じのとおり、今、途中までで止まっているような感じです。それが、ようやく昨年より計画が進められ、用地交渉も協力いただけているとお聞きしました。今回、またこの計画を中止にでもなると、住民の方に大変迷惑が、逆にかかると思います。

よって、この修正案には賛成できません。

○議長（林 英明君） ほかに討論ありませんか。柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） まず、基本的なところが疑問なんです。というのは、この件、総務では徹底して話し合われたはずですが、うちでも話し合っている。その中でも、うちは王塚古墳への行く道ということで論議しています。

そのときに、何で、今回、広げようとする道をしていないんですかという私の質問に対して、原中議員にこう言われたんで、いや、その意見はあったんですよ。それ、すべきだろうと言ったけど、あのやぶれ屋さんのところを通過して、田んぼの中を行って、あちらがいいと言ったのは町のほうなんだと。何で、じゃあ、あの道行けないんですかと言ったら、あそこは水があふれるからとか、いろんな理由をつけていたよという話でした。

当然、その辺は総務で検討されたんかもしれんけども、その経過を考えたときに、何ら僕は、

その観点はどうだというのは聞いていないのが一つです。これはちょっと気になっています、非常に。そう簡単に変えられて、お金使われたって困るんです。

2点目、現在計画されているのは入り口というか、駅からすぐ近くですよ。これはオーケー言ったら、どんどん行きますよね。どこまで行きますかね。原田さんのところまで行けるんですかね。その後、行けませんよね。そこから、道どうするんですか。いや、広げたらいいって簡単に言われるけど。

今、多くの方が、いわゆる裏側と言ったら失礼やけど、川の向こう側から入られています。特に大型車とか。それで、結構困っていないようなんです。だったら、初期設定どおり、駅で降りた人は歩いて、あのやぶれ屋さんのところを通って行きゃいいだけじゃないですか。僕らはそのための看板を早くつけてくれって、ずっと、もう四、五年前から言っていましたよね。できていないで、そっちのほう。道路造りに、先にかかられたっちゃ困る。することを先にしましょう。

で、この件は一回止めてください。徹底した論議しましょう。本当に何がいいのか、この町にとって何がいいのか、僕はそこだろうと思っています。一度、議会でも徹底してみんなで話したいし、町とも、どんな思いなのか、本当のところ話していかないと、最初はこれはオーケー言うたが最後、ずるずるいくちゅうのは、今までの、僕はこの町の在り方見て思っています、そうなるだろうと。特に今回、最初ですから、もう少し時間をかけてやりませんか。そして本当に町の方がそっちのほう望んでいるというなら、それでいきゃあいいじゃない。

ただし、そのために幾らかかるのか。私は、文教のほうの委員会報告でも言ったように、非常に財政的に厳しい現実がある中で、唐突にこれが出てきた、昨年ですね。もう少し全体の財政見ながら進めていくしかないんじゃないかなと思っていますので、今回、私はこれは一回止めるべきだろうと思いますので、大塚議員の修正案には賛成します。

なお、7か月しかないのは、これはさらに増やす手だては補正とかで、そっちのほうを組んだがいいだろうと思います。厳しい予算ですから、そこにつぎ込むのは町の皆さんも反対はされないでしょうということで、大塚さんの修正案に賛成いたします。

○議長（林 英明君） ほかに討論ありませんか。下川議員。

○議員（2番 下川 康弘君） 私は反対討論させていただきます。

今言われますように、今回の予算では原田工務店さんのところまでの予算が計上されていると思います。その後のことは、これは総務委員会でも確認しましたが、まだ確定はしていないと、原田工務店から先はどうするか。

ただ、この原田工務店までの道というのは、先ほど杉村議員言われましたように、やっぱり狭いと思います。あそこには、一般の通勤客、通学する人たちの駐車場もあります。その方たちが降りてくる、そこに駐車する車が入っていく、そうするとすごく危ないと、それは私もずっと思

っていたんで。

これを王塚古墳と絡めたのかどうか分かりませんが、国のほうからの補助金も使っておりますので、これは、ぜひ原田工務店までとはにかくしていただきたいというのが私の気持ちでありますので、この修正案には反対させていただきます。

○議長（林 英明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで討論を終わります。

これより大塚議員の修正案について採決いたします。起立により採決いたします。修正案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 英明君） 起立少数であります。したがって、修正案は否決することに決定しました。

暫時休憩します。次は11時7分から。

午前10時57分休憩

午前11時06分再開

○議長（林 英明君） 会議を開きます。

次の修正案提出者の説明を求めます。柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 本修正案は、予算書137ページ、4款2項1目10節の印刷製本代32万5,000円を6万5,000円に減額修正し、26万円を予備費に入れるものです。理由を説明していきます。

まず、印刷製本代というのは何かといたら、これです。家庭ごみの仕分け・出し方、これがなくなってきたので、5年分ぐらい印刷していこうとするものです。

で、疑問なんです。私はこの場で、一般質問でも言いました。ごみというのは、単にごみ処理施設、焼くためだけのごみ処理施設としてではなく、資源再生施設、資源活用施設としていくことが大切だと言いました。町長も、確かにそのとおりですと言われた。そして、そういうふうに進めていきます。これが、いつやったか、3年前なんです。3年と3か月前の話です。一般質問で言ったとおりです。

つまり、その時点で、ごみの削減、分別が必要でしょうと提起してきたし、そうですよねと言ったし、担当課長もそういうふうに進めていきますと言っていたんだから、課長が勝手に言うはずない。当然、町長が了解があったはずだろうと思っていました。そして現在、今になってようやく進めようとしています。

本年の2月18日のふくおか県議会で飯塚市の議員が、分別によって、ごみの減量化ができ、CO₂の削減につながる。また、分別したペットボトルなどの販売収入も入る。これを考えることのほうが優先である。回収方法が地域によって異なるので、統一が必要と言われました。回収方法については、私はかなり前から言っています。飯塚と桂川、回収方法が違う。瓶と缶は、飯塚は一緒にしています。それを桂苑に持っていつている。早く、これは一体としなくちゃならないんじゃないですかということ、もう随分前に、3年以上前に提起していますよ。今頃になってようやくということなんですが、その2月、飯塚のYさんが質問された後です。次のように県央が答えています。ごみの減量化は重要な課題と認識、施設建設と並行して関係市町と協議を進め取り組む。ようやく県央も、すると言ったんです。

県央、それから井上町長、これは町長としてですよ、が、一般質問の中、12月やったかな、言われたのは、ごみをごみ焼き場まで持っていくのは市や町の仕事、県央は受け入れるんだと。それをどうするか、焼いていくのは県央、ごみの処理は県央だと言われていたのが一歩進みました。重要な課題、並行して関係市町と協議を進め取り組むまで言われたんです。これは当然、井上町長も御存じでしょう。副組合長をしていらっしやいました。

そんな中、これを、結局、出し方・分け方を考えんづくにちゅうか、修正せんづくに印刷をしていくちゅうんですよ。片や、修正していくと県央ですら言うた。担当課長も、やっていきますと言われていました。今ですよ、今からというか、今やっとそこに進み始めた。じゃあ、この3年間、中で何があっているかなんです、僕は。県央は何やっていたか。もちろん県央の副組合長はうちの町長やから、意見をいっぱい言えたはずやけど、消されたのか。それならそれで問題だろう。言っていないんですか、それとも。というのを、僕は今回の一般質問で入れようと思ったけど、県央に関するものはシャットアウトされました。何で今シャットアウトか。よほど嫌な質問があったんでしょう。僕のじゃないかもしれない。改めて、後でチェックしたい。

いずれにしろ、これが大量に刷られます。県央の答弁のように、また、町長の答弁のように、ごみの1市2町、さらに県央と共に、この減量化、分別とかが進んでいったときにどうなるんですか。この大量に刷った家庭ごみの分け方・出し方が、ごみになる。それはおかしいと思うんです。ということで、大体5年分ぐらいかなということでしたので、私は削減を考えるしかないなと思いました。

それで、137ページ見て分かるように、6万5,000円に減額しております。大量に紙がついていますが、ここを変えると、ずっと大きいところまで変えざるを得ないので、ページが入っていますが、大事なものは137です。それと最後、予備費にそれを入れているというところになります。

以上、説明終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの提出者の説明に対し、質疑ありませんか。下川議員。

○議員（2番 下川 康弘君） 質問させていただきます。

今の1,000部、この間の予算のときに1,000部という話が出まして、課長が5年分ぐらいといったときに、そんなに要るのかという話ですね。それは、もうそのとおりだと思うんですが、私もこれを見させてもらって。

ただ、ここに単純に5分の1、200部、年間200部ぐらい出るらしいんですね、なくなるということだったので。今、柴田議員のほうは1年分でいいじゃないかという計算で、単に6万5,000円となったと思うんですが、これは6万5,000円だったら、この原版ができないですよ。これ、印刷屋さんを確認したら、こんだけの本を作るのに、原版を作るのに6万5,000円でできるちゅうたら、できませんと。もし、できるような会社があったとしたら、紙を薄くするとか、いろいろなことでできると思うんですが、多分、何部かしかできないんじゃないかな、印刷が。

今調べたところ、1,000部で幾らやったんかといったら、単価が295円です、1枚当たりが。で、32万4,500円と。これを、200部は取っていないんですけど、500部ぐらい、半分やったらどうなりますかと聞いたら、1冊当たりが530円。約、倍近くになりますね。印刷物。それで29万1,500円ということでした。3万円ぐらいの違いですね。

そしたら、さきに言いましたように、この6万5,000円というのはちょっと厳し過ぎる値段なんで、それでも500部で29万です。そういった数字がちょっと出てくるんで、その辺は柴田議員のほうが、そこまで考えない、単なる5分の1、200部にせんかと言われるのか、そのところをちょっと聞きたいなと思ひまして。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 言われるとおりに思っています。私も後援会だより出しますので、分かっています、そこは。部数が増えれば単価は下がる。これを、話を聞いたのは覚えていますか、金曜日ですよ。金曜日ですよ、先週の。その中で、おかしいよね、どうしたらいいんだろうと、何だろうと考えて、僕は修正案を作りました。出したのは月曜日です。そこまでの余力は私には、余力あったのか、逆に思います。ありがとうございます。先に言うて、アドバイスがあったらよかったですけどね。僕の、だから、基本理念は、ごみの分け方・出し方、余計なごみを作るなよろうことですから、一回、私の通していただいて、後で予備費に入れていきますから、必要な分をもう一回返してもらえばいいと、そう思っています。

あと、今、印刷代も言われたけど、印刷代が高いですよ、意外と。ネットで、僕とかしていますから、非常に安いんですよ。取りあえずつなぎですから、ある程度、そんなんでもいいんか

などは思っています。だから、お答えになるかどうか分かりませんが、確かに6万5,000円は少な過ぎる。ならば、ほかのところに頼む手をもう少し考える手もあるし、逆に言えば予備費からもう一回呼び出してもいいかなと、それは思っています。ただ、この額は大き過ぎるということですが。

○議長（林 英明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで討論を終わります。

これより柴田議員の修正案について採決いたします。起立により採決いたします。

修正案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 英明君） 起立少数であります。したがって、修正案は否決することに決定しました。

ただいま修正案が否決されましたので、原案について討論を行います。討論ありませんか。吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 一般会計の原案ですね。

○議長（林 英明君） そうです。

○議員（6番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川です。議案第14号令和7年度桂川町一般会計予算書に反対の立場から討論に参加いたします。

この予算書には、1969年に制定され、2002年に終了した同和対策事業が計上されております。よって、私はこの議案に反対いたします。

○議長（林 英明君） ほかに討論ありませんか。柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 修正案を出していますので、その件についてです。

下川さんの質問には答えたから賛成かなと思いきや、違かったのがショックなんです、あくまでも、もう少し論議が要ったなど。今みたいな論議を、もっと前にしておけば、また違う手だてが出たのかなとは思っています。よりよい方向性を出すための議会の論議、討議、熟議が必要だと思っています。今のようなやり方だったら、意見言う、言わん、賛成意見も言わずに賛成、反対意見も言わずに反対という形になります。

ということで、僕は修正案を出した側としても、逆に質問もあつたりする。そういう場を今後、議長、つくっていただけたらと思います。

なお、結論ですが、この案には納得いかないので、この予算には反対いたします。

○議長（林 英明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで討論を終わります。

これより議案第14号を採決いたします。起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 英明君） 起立多数であります。したがって、議案第14号令和7年度桂川町一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第15号

○議長（林 英明君） 議案第15号令和7年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 議案第15号令和7年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、総務経済建設委員会の審査結果を報告いたします。

当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ198万9,000円であります。歳入の主なものは、住宅新築資金等貸付事業収入などの見込計上であります。また、令和6年度において債権の整理を予定していますので、その内容を反映したものとなっています。

歳出では、一般管理費で、需用費や弁護士委託料、競売になった場合の予納金などの計上であります。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより議案第15号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決

することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号令和7年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第16号

○議長（林 英明君） 議案第16号令和7年度桂川町土地取得特別会計予算についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 議案第16号令和7年度桂川町土地取得特別会計予算について、総務経済建設委員会の審査結果を報告します。

当会計の令和7年度予算において、個別事案に係る土地購入費等の計上はありません。例年どおりの存置科目的な予算計上となっております。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号令和7年度桂川町土地取得特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第17号

○議長（林 英明君） 議案第17号令和7年度桂川町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

本案については、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 本会計の歳入歳出予算総額は16億2,129万円で、加入世帯1,802世帯、被保険者2,666名に関する予算です。予算の規模としては、対前年度比、マイナス約3.1%、5,255万6,000円の減額となっています。

次に、歳出の主なものは、保険給付費と国民健康保険事業費納付金です。医療費の支払い等で、桂川町が負担すべき保険給付費は12億3,257万3,000円で、前年度と比べ3,929万4,000円の減額となっています。

また、県に納付する国民健康保険事業費納付金は、前年度に比べて1,338万1,000円の減の3億3,747万3,000円が計上されています。

当委員会は、審査の結果、原案に賛成多数です。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。議案第17号令和7年度桂川町国民健康保険特別会計予算について反対いたします。

国民健康保険は自営業者や年金生活者、非正規労働者などが加入する人たちの暮らしを圧迫し、とりわけ子育て支援に逆行しております。国保加入者2,400万人の約8%は18歳以下の子どもで、子育て世代に重い保険税がのしかかっております。協会けんぽでは、子どもの扶養家族が何人いても保険税は変わりません。しかし、国保の場合は、家族の人数に応じてかかります。そのかかるのは均等割です。均等割があり、国保税が高くなるのです。高過ぎる国保税を引き下げるためには、国庫負担の増額で均等割を廃止すべきと考えておりますので、私はこの議案に反対をいたします。

○議長（林 英明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで討論を終わります。

反対討論がありますので、これより議案第17号を採決します。起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 英明君） 起立多数であります。したがって、議案第17号令和7年度桂川町国民健康保険特別会計予算については、可決することに決定しました。

日程第16. 議案第18号

○議長（林 英明君） 議案第18号令和7年度桂川町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

本案については、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 本会計の歳入歳出予算総額は2億8,324万5,000円で、被保険者2,399名に関する予算です。予算の規模としては、対前年度比、約7.2%増、1,912万9,000円の増額となっています。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料の1億8,989万9,000円と、広域連合等に関する事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金の9,054万4,000円です。

歳出の主なものは、広域連合への納付金2億7,046万9,000円です。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成です。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより議案第18号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号令和7年度桂川町後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第19号

○議長（林 英明君） 議案第19号令和7年度桂川町水道事業会計予算についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 議案第19号令和7年度桂川町水道事業会計予算に

ついて、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

第2条では、業務予定量を定めています。令和7年度の給水戸数は5,959戸、年間有収水量は131万5,173 m^3 、1日平均有収水量は3,603 m^3 を予定しています。

当初の第3条では、経営活動に伴う収益及び費用を定めています。収益的収入及び支出の収入においては、水道料金などの収入総額2億2,211万2,000円を予定しています。現年度当初予算比較では、346万1,000円の増額です。主な要因は、前年度実績見込みによる給水収益の増によるものです。

また、人件費、動力費、薬品費、修繕費、水質検査手数料、工事請負費等の支出総額としては2億5,718万6,000円を予定しています。現年度当初予算比較では、371万1,000円の増額です。主な要因は、土師浄水場のろ過装置の機能を維持するための土師浄水場2号ろ過池更生工事、また、浄水場の施設管理を構築するため、施設運転管理マニュアル作成業務及び濁り水などの対策として、現況分析及び洗管計画策定業務等によるものです。

令和7年度では、支出が収入を上回っている状況です。

次に、第4条では、工事請負費や機械装置購入費などを定めています。資本的収入及び支出予算の収入においては、今年度、予定はなく、支出総額は4,079万6,000円を予定しています。現年度比較472万8,000円の増額です。主な要因は、町道龍毛線配水管布設替工事及び浄水場の配水ポンプ購入費などによるものです。

収入が支出に対して不足している額4,079万6,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金、3,883万6,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額196万円で補てんするものです。

なお、今後の安定した事業運営のため、収支状況を検証していくとともに、施設の改修等も踏まえ、運営の安定化に努めていただくよう切に要望します。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより議案第19号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決

することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号令和7年度桂川町水道事業会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第18. 議案第20号

○議長（林 英明君） 議案第20号桂川町奨学金給付条例の制定についてを議題といたします。

本案については、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 本条例の制定は、学業が優秀であるにもかかわらず、経済的な理由により大学等への修学が困難な人に、返済の必要がない奨学金を給付し、次代を担う有用な人材の育成を図るものです。

奨学金は、1人当たり、入学支度金が10万円、修学資金は月額3万円で、給付期間は学校正規の修業期間です。奨学生の選考については、選考委員会の審議を終えて、町長が決定するとなっています。本条例は、本年4月1日から施行するものです。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成です。

なお、文教厚生委員会からは次のような意見が出ています。1、奨学生の選考は経済的な理由や意欲を優先するべきである。2、奨学生の選考委員には、学校現場の教師や奨学金制度に詳しい人を入れるべきである。3、入学支度金は6月支給となっているが、できるだけ早く支給するべき。4、本年度の希望者の状況を見ながら、入学支度金、修学資金、人数などを見直していく。5、対象者への周知を急ぐ、です。

今後とも、文教厚生委員会は、桂川町の次代を担う人材を応援するために、教育委員会と連携し、奨学金制度について調査研究を続けていきます。

いずれにしても、奨学金給付制度がつくられたことに安堵しています。ありがとうございました。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。杉村議員。

○議員（4番 杉村 明彦君） 今回、給付型ということですが、貸与型の議論はされたのかどうか、ちょっとお聞きかせください。

○議長（林 英明君） 柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 貸与型は結構いろいろな形があります。実際に、現在もあります。一番大変なのは、それを借りて、僕らの学習の中で借りて、200万とか300万、借りざるを得ない人がおるんです。前も言ったように、国公立で学費が1年間53万、これが東

京とかに行ったら、アパートとか借りたりしたら、もうすさまじいお金になると、ひと月に10万以上になります。そんな中を勉強しているんですけども、確かに多くはないんですけども、少しでも本町の若者の支えになればと思って、給付型がいいだろうということで話しました。

以上です。

○議長（林 英明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより議案第20号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号桂川町奨学金給付条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第19. 発議第1号

○議長（林 英明君） 発議第1号町長の専決処分の委任指定の一部を改正する指定の制定についてを議題といたします。

本案について、提出議員の説明を求めます。下川康弘議員。

○議員（2番 下川 康弘君） 発議第1号について、内容の説明をいたします。

2ページをお開きください。

本議案は、町長の専決処分の委任指定についての一部を改正する指定の制定について、上記議案を、別紙のとおり、地方自治法第112条及び桂川町議会会議規則第14条第2項の規定により提出するものであります。

令和7年3月21日。提出者、桂川町議会議員下川康弘。賛成者、桂川町議会竹本慶吉議員、同じく柴田正彦議員です。

3ページをお開きください。

このたび提案しますのは、議会の権限に属する事項の一部を町長の専決処分により処理できるよう定めております。

第1項の改定内容は、近年の建設資材等の価格高騰により、工事契約額の変更増減額が大きくなることが想定されますので、契約金額が10分の1以内の範囲内において変更できること、また、その増減額が1,000万円を超えないこととしております。この改正は、工事契約変更の円滑化を図るためのものです。

次に、第3項では、法令上、町の議決に属するものを、1件100万円以下の和解、調停及び損害賠償の決定に関することとしております。

ただし、交通事故に係るものについて、一般財団法人全国自治協議会から支払われる自動車損害共済金額の範囲内によるもの、交通事故等の損害賠償を速やかに被害者に届ける観点により、改正するものです。

その他のものとして、全国町村会から支払われる全国町村会総合賠償補償保険金の範囲内としております。交通事故同様に、損害賠償を速やかに被害者に届けるものです。

なお、このような専決委任指定は、あくまで議会と執行部の信頼関係を前提に規定するものであります。執行部におかれましては、このような提案の趣旨をしっかりと受け止めていただき、今後の業務執行に努めていただきますようお願いいたします。

議会においては、この町長の専決処分の委任指定を、4年に1回、現状の確認や見直し等について協議が必要であります。

以上で説明を終わります。可決していただきますようお願い申し上げます。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。下川議員の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより発議第1号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号町長の専決処分の委任指定の一部を改正する指定の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第20. 発委第1号

○議長（林 英明君） 発委第1号桂川町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、議会運営委員長の説明を求めます。青柳委員長。

○議会運営委員長（青柳 久善君） それでは、発委第1号について、内容の説明をいたします。
5ページをお開きください。

本議案は、桂川町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について、上記議案を、別紙のとおり、地方自治法第112条及び桂川町議会会議規則第14条第2項の規定により提出するものであります。

令和7年3月21日。提出者、議会運営委員会委員長青柳久善。賛成者、議会運営委員会大塚和佳副委員長、同じく竹本慶吉委員、柴田正彦委員です。

提案の理由でございますが、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律により、引用する条に繰下げが生じることに伴い、桂川町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する必要が生じたので、議会の議決をお願いするものでございます。

6ページに条例案を掲載しております。条例の改正内容は、引用する行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、新たに第2条第8項に「カード代替電磁的記録」の定義が追加されました。この改正により、1項ずつ繰り下がるずれが生じており、このずれの修正を行うものでございます。

附則でございますが、この規約は令和7年7月1日から施行するものでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。発委第1号議案に反対の立場から討論に参加いたします。

この発議第1号議案は、デジタル社会形成基本法の一部改正に伴い、桂川町の条例を改正すると理由のところで述べられています。このデジタル社会形成基本法には、マイナンバーカード機能をスマートフォンに搭載可能とし、法人や不動産の登記など、公的機関が管理する情報を一元化するためのものであり、私は反対いたします。

○議長（林 英明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで討論を終わります。

反対討論がありますので、これより発委第1号を採決します。起立により採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（林 英明君） 起立多数であります。したがって、発委第1号桂川町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定については、可決することに決定しました。

○議長（林 英明君） 以上で、本定例会に付議された案件は全て議了いたしました。よって、令和7年第1回桂川町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時50分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

令和 年 月 日

署名議員

令和 年 月 日

署名議員